

令和6年 第10回  
紀の川市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月22日(火)午前9時26分～
- 2 会 場 紀の川市役所 4階 402 中会議室
- 3 出席者 貴志康弘・長谷弘司・西平哲也・上中史子・小川真司
- 4 欠席者
- 5 出席職員 教育部長 藤井丈士・教育審議監 岡本紹子・次長兼教育総務課長 楠部昌洋・教育総務課学校再編推進室長 柑本浩至・教育総務課副課長 谷福靖司・次長兼生涯学習課長 脇谷卓也・生涯学習課副課長 小西晴久・生涯スポーツ課長 山中邦弘・統括人事主事 三嶋和哉・主任指導主事 松尾千鶴・主任指導主事 森口裕介・教育総務課主事 田中奈々
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項

◎開会の宣告

○教育長

皆さん、おはようございます。

10月も下旬になり朝夕がめっきり涼しくなり、秋を感じられるようになりました。ただ今から令和6年第10回紀の川市教育委員会定例会を開会させていただきます。それでは、議事日程に従い進めさせていただきます。

---

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、長谷委員、西平委員を指名します。よろしく申し上げます。

---

## ◎会期の決定

### ○教育長

日程第 2、会期の決定を行います。

会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

### ○教育長

ご異議がないようですので、会期については本日 1 日間と決定いたしました。

---

## ◎諸般の報告

### ○教育長

日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、私のほうから 3 点ばかり報告させていただきます。

1 点目は、11 月 1 日金曜日に、粉河中学校で第 30 回近畿中学校道徳教育研究大会和歌山大会が開催されます。今年度の瞳きらめく学校推進事業研究発表会を兼ねております。日程は 10 時から分科会、11 時 10 分から公開授業、13 時から全体会が行われ、記念講演ではいつも紀の川市が道徳教育で指導していただいている四天王寺大学杉中教授と昨年からの指導を受けている札幌市立西岡北中学校の磯部先生に、『主体的・対話的で「深い」学びをめざして～「動き」のある道徳科授業実践～』という演題で講演をしていただきます。

お手元に配布しておりますので、また見ておいてください。

2 点目は、和歌山県市町村教育委員会研修会及び和歌山県市町村教育委員会連絡協議会研修会の要綱が届きましたので連絡させていただきます。

お手元の要綱をご覧ください。

期日は 11 月 8 日金曜日、新宮市の丹鶴ホールで 13 時受付、13 時 30 分から開会、講演が 13 時 40 分から 14 時 30 分まで。講演者は県立学校教育課、津村特別支援教育室長で、演題は未定とのことでございます。その後、県教育委員会から説明、そして情報交換会と続き、16 時 20 分で終了でございます。

続いて、近畿市町村教育委員会研修大会についてです。

日時は11月13日水曜日、オンラインで開催されます。日程については13時20分開会、13時30分から講演で、コミュニティスクール、三鷹市学校三部制について、講師は三鷹市教育委員会です。その後、奈良市が多様な学び・支援について、続いて、天理市がほっとステーションの運用についての事例発表があり、16時閉会となっております。

3点目は、第14回桃源郷駅伝競走大会が11月16日土曜日に開催されます。女子スタートが9時30分予定、男子スタートが9時50分予定です。開会式・閉会式はありません。時間がありましたら、子供たちの頑張っている様子を見ていただければというふうに思います。

以上3点、私からの諸般の報告でございましたが、これについてご質問・ご意見等はありませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

諸般の報告について終わります。

---

#### ◎議案第25号について

○教育長

続いて、日程第4、議案上程。

議案第25号、紀の川市教育集会所設置条例の廃止について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市教育集会所設置条例の廃止について説明】

○教育長

暫時休憩します。

休憩 9時39分

再開 9時44分

○教育長

それでは、再開いたします。

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はありませんか。

○A 委員

教育集会所の廃止についてはわかりました。形を変えて存続する施設についてもう一度説明していただけますか。

○生涯学習課長

この教育集会所条例に載っております古和田から那賀教育集会所までの 6 つの施設のうち、まず西井阪教育集会所については、井阪文化会館は平成 8 年 2 月に建った建物でありますけれども、建設する旧打田町の時代に市の財政負担を少しでも減らすために、この建物の中に教育集会所も入った複合施設ということで、補助金を貰うために教育集会所として位置づけて井阪文化会館を建設した経過があります。施設は井阪文化会館として残りますが、教育集会所の位置づけを外します。

次に東大井教育集会所です。この建物については教育集会所として単独で建てておりますが、昭和 62 年に建設されておりますので耐震性があります。この施設を市の子供の居場所づくりの委託事業で活動を行って、東国分教育集会所で活動拠点としていた NPO 法人ロツツの新たな活動拠点として、また稼働率の高い打田生涯学習センター、打田公民館の受け皿的施設として、この東大井教育集会所を新たに東大井コミュニティセンターとして、コミュニティ施設条例に位置づけを行います。

最後に那賀教育集会所でございます。この施設については西井阪教育集会所と同じように、那賀総合センターに位置づけられている施設でありますので、教育集会所という位置づけを外します。那賀総合センターの施設自体は存続いたします。

以上でございます。

○教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特に他にないようです。

議案第 25 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 25 号、紀の川市教育集会所設置条例の廃止について承認されました。

## ◎議案第 26 号について

### ○教育長

続いて、議案第 26 号、紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について説明を求めます。

### ○生涯学習課長

【紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について説明】

### ○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等ございませんか。

### ○B 委員

そもそもの値段設定ですが、計算してみると消費税が 5% の頃に、細かいお金が出ないように端数のない金額で設定されていると思います。今は消費税が 10% になっていて、その都度 1 円単位のお金が発生していると思うので、改正を機に 1 円の出ないようなきれいな数字にされたほうがいいのではないですか。計算してみるとちょうど 5% で全部何百円単位になるので、そこも変えられたほうがいいのではないかと思います。

### ○教育長

### ○生涯学習課長

別表(第 12 条関係)のこの使用料の金額については、これは税抜きの金額であります。5%、8%、10% になっても税抜きの金額として表示しております。

### ○B 委員

今言わせてもらったのは、5% の時に 1 円単位が出ないような値段設定されています。今度改正するのであれば、1 円単位を出さないようにしておかないと端数もずれてくるし、現地で 1 円玉のお釣りを用意しないといけないことになります。料金を支払う時に手間になると思うので、それなら千円等にしてはという提案です。

### ○生涯学習課副課長

今 B 委員おっしゃるように、当時 5% の時代から 8% に改正された時に、もう全て消費税を税込みから税抜きの表示に変えた経緯がございます。

この際ですね、端数のない数字にという提案だと思いますが、公民館条例等の他の条例

も影響することもありまして、いづれどこかのタイミングでその時代に応じた金額に設定する必要があるかと思えます。その時に併せて改正してまいりたいと考えております。

また、1円単位の数字が出ていますが、これにつきましては今小数点第1位で切り捨てた数字で徴収をさせていただいているので、10円単位っていうことが発生している状況でございます。

以上です。

○教育長

よろしいですか。

○B 委員

小数点第1位で切り捨てた場合1円単位になりませんか。1円単位で切り捨てているのであれば10円単位になりますけど、小数点から下を切り捨てると1円単位は発生しているはずですよ。

○生涯学習課副課長

説明がうまくできず申し訳ございません。

今ここに資料はないですが、公民館条例の第10条の第2項で、前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとするとなっておりますので、何十円という単位になってございます。

小数点以下の切り捨てという説明をしましたが、10円未満は切り捨てとなります。訂正してお詫び申し上げます。

○教育長

よろしいですか。

○C 委員

コミュニティセンターは公民館とも関連した施設になるかと思いますが、この利用についてどんな規定があるのでしょうか。

去年に文科省から、公民館を広く開放していきなさいという通達があったと思います。

例えば、塾をするために貸してほしいという方がいた場合です。多少の月謝を取ったとしても、地域の子供たちがそれで学力が上がり、教育的な配慮がされるならば、開放していくような文書が出ていと思います。その辺の利用について教えていただけたらと思います。

#### ○生涯学習課長

新たに東大井コミュニティセンター、それから竜門コミュニティセンターと2つの施設をコミュニティセンターの施設に位置づけるわけですが、コミュニティセンターは地方自治法に規定する地域コミュニティ形成するための施設です。一方、公民館は社会教育法に定める教育施設ということで法令上の位置づけは違うのですが、実際にはコミュニティセンターに位置づけたとしても公民館講座などはしておりまして、公民館活動と中身的には変わりません。法令上は地域のコミュニティを作るための施設で、そのために色々な活動をしているわけであって、捉え方としては中身的には全く変わらないです。

ただ、これから人口が減って、特に過疎地域に指定されたところなどは減っていったら、やはり新たにコミュニティを形成する重要性が高まっているということで、そこに少し重点を置きますが、色々な講座を通じて、それを通じてコミュニティを形成していかけてもらいたいということだけなので、公民館と中身的には変わるものではございません。

料金も現時点では公民館とほとんど同じで、色々な公民館サークル的な活動とか文化協会に入っている方々は、コミュニティセンター利用に際しては基本的に無料です。

#### ○C 委員

営業としてはどうでしょうか。

#### ○生涯学習課副課長

おっしゃるように数年前に文科省のほうから、もっぱら営利目的とするもの以外ほとんど広げていって、利用・稼働を上げていきなさいと通達が出ております。

そのなかです、例えば落語会をする場合に、もっぱら営利目的になると思われがちですが、例えば、過疎地域でなかなかお年寄りが和歌山市内まで出向くのが非常に遠いということであれば、積極的に開放していきなさいということを謳われております。ですので、有料で地域の方の交通弱者の方のための催しということなので一見営利目的かと思われがちですが、公民館活動として有料で使っていただくように今門戸を広げている状況でございます。

ただ、英会話教室などの近所に結構あるようなところで月謝を払ってというのは、やはりもっぱら営利目的になるというところで、この辺りの線引きが非常に難しいところですが、その都度協議しながら有料で貸すのか、あるいはもっぱら営業に位置づけられるのでお断りするのかわりとこのところを協議しながら貸し出し業務を行っております。

以上です。

#### ○C 委員

ありがとうございます。

聞くとところによると、過疎化が進んでいて、ご両親が働いていて、塾に送っていけない

子のために、集会所を ECC に貸しているというような市町村もあります。

その文科省から出ていた文書の中にも、ダンス教室や塾に通うことが難しい地域において、地域の子供の体力や学力向上のため、月謝制の子供向けダンス教室や塾の開催を認めるという例が載っているため、ご両親が共働きで遠くまで送っていくのは時間がかかるので誰も送れない状況の中で、地区の方が地区の人のためにしてあげようというようなことをどんどん開放してあげて、子供たちが楽しく学べる場というのをたくさん作っていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○生涯学習課副課長

C 委員おっしゃるように、公共性について十分に聞き取りをさせていただいて、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長

他に。

○D 委員

使用料の点について 2 点お尋ねします。1 点質問で 1 点提案です。

まず、質問ですが、午後 6 時から午後 10 時までの部分の値段が下がっています。今までスポーツ施設でも利用者負担を増やすことで公平性をとりましょうという流れがあるなかで、それに逆行するのではないかとこのところが 1 点。これが他の施設との兼ね合い等でやむを得ないのであれば教えてください。

先程 B 委員からもありましたように、これを色々変える機会にしても良いのではないかとこの質問です。

提案については、やむを得ずこの値段にする場合、この表記が時間別に分ける必要性がないので、もっとシンプルな表現にできると思います。そのほうが場所も少なくすみますし見やすいかなと思うので、これは提案です。

以上です。

○生涯学習課副課長

改正前午後 5 時から午後 10 時まで、今回改正して午後 6 時から午後 10 時までということになっております。こちらにつきましては、公民館条例の利用区分と整合性を取ったものとなっております。

それで、実際の現状ですが、午後 5 時から午後 6 時までの貸し出しというのがほぼほぼない状況でございます。利用実態にも合わせた形で、公民館条例と整合性を図るという

ことをご理解賜りたいと考えております。

それから、表の表記の簡素化につきましては、これらも公民館条例と整合性を図っていますが、今後丸い数字にするために、利用料の見直しを図るタイミングが必ずありますので、この際に総務課の法制班と協議しながら、表記の仕方についてはより分かりやすくできればと考えております。

以上です。

○D 委員

少しですね、再度お聞きするところと確認があります。

使用料のところ、最終枠の午後 6 時からというのが午後 5 時の誤植だと思っていたのですが、敢えて 1 時間空いているってということですか。

○生涯学習課副課長

そうです。

○D 委員

この間は貸し出しを行わないという趣旨ですか。利用がないのではなく、これは貸せなくなってしまうませんか。

また、価格改定の部分で公平性、利用者負担についても再度回答いただきたいなと思います。

○生涯学習課副課長

利用区分につきましては午後 5 時から午後 6 時までの間貸せなくなるのかという質問だと思いますが、この辺でどうしても午後 5 時から午後 6 時までの間使用したいという団体があれば、その都度管理者の判断で許可するかを協議しますので、この辺りは柔軟に対応させていただきたいと思います。

それと 2 つ目の質問ですが、もう一度お願いします。

○D 委員

私が申し上げたのは、今スポーツ施設などは基本的に利用者の負担を上げるということで、免除していた部分は集金しましょうということになってきていると思います。そのなかで価格について午後 5 時から午後 10 時までが 1,429 円のもものが 953 円に下がっております。これがその潮流と逆行しているのではないかという点について回答をお願いします。

○生涯学習課長

別表（第 12 条関係）の表、改正前、市内 1,429 円から 953 円に下がっておりますけど

も、それについては改正後のほうで1時間短くなったので、その1時間分減っています。  
1,429円から1時間分減るのを計算すると953円になるということです。

○D委員

4時間単位では変わらないという趣旨ですか。

○生涯学習課長

そうでございます。

○教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

○生涯学習課長

改正後のほうでは午前9時から午後1時までの4時間、午後1時から午後5時までも4時間、一番短い午後6時から午後10時までも4時間ということで、全部4時間なので953円ずつとなっております。D委員が言われているのは、改正前のほうが一番短いのは午後5時から午後10時まで、これは4時間ではなく1時間増えているので、それでも高いのではないかという内容だと思います。過去の料金設定で夜間料金を含んでいたかもしれませんが、改正後の時に同じ4時間で統一するというので、おっしゃるよう少し逆行することにはなりますけども、同じ4時間でもう統一したほうがという考えの下にこのように改正してございます。

生涯学習施設を含む他の部署が所管する施設の使用料減免見直しは一旦中止になりましたけども、今後新たに検討していくということになっております。新たな料金設定を検討する機会が必ずまた近いうちに来ると思いますので、その時に併せて全体的に使用料の見直しをしていきたいと思っております。

○教育長

暫時休憩します。

休憩 10時15分

再開 10時34分

○教育長

それでは、再開いたします。

○生涯学習課長

この議案第 26 号、紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正についての改正内容でありますけれども、この改正前・改正後の新旧対照表の別表（第 12 条関係）については、改正後午後 6 時から午後 10 時までと 1 時間空いてしまうということ、また料金についても特に夜間の夕方から夜間にかけての改正前と改正後の料金について、少し整合性がとれないということもありますので、この 12 条関係の表についてはこの部分だけは元に戻すと、この分については改正は行わないということで、また差し替えさせていただきますのでご了解よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○教育長

それでよろしいですか。

他にございますか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○教育長

議案第 26 条について承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 26 号、紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については承認されました。

---

◎議案第 27 号について

○教育長

次に、議案第 27 号、紀の川市公民館条例の一部改正について説明を求めます。

○生涯学習課長

○生涯学習課副課長

【紀の川市公民館条例の一部改正について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

○B 委員

電気使用料下がって 15 キロから 8 キロになって値段下がるのはわかりますが、そもそもこれの使用料は電気料金が上がってから改正はされていますか。2 割以上電気代が上がっているはずですが。その辺の改正はどうなっているのか教えていただけないでしょうか。

○生涯学習課副課長

これにつきましても全ての使用料に影響することですので、電気料の増額の部分の増額というのは見送っております。

ちなみに、平成 22 年当時の電気代で 1 時間当たり 12.08 円掛ける 1 回の本焼きで 13 時間かかっております。それに対して電気窯の使用電気料というのを計算しております。

よって、その当時に打田の 20 キロの部分につきましては 3,140 円、粉河の 10 キロワットにつきましては 1,570 円、桃山会館の 15 キロについては 2,355 円、貴志川の小センターについては 30 キロですので 4,711 円。これを平成 24 年に丸い数字にしようということで、上から打田が 3,000 円、粉河が 1,500 円、桃山が 2,000 円、貴志川が 4,500 円となっております。

この辺り電気料の相当額をいただいていた時代もあるのですが、今現在は電気料の一部を負担いただくという解釈にかえて提案させていただこうと思っています。もちろん電気料がどんどん上がっているなかで、施設の使用料についても見直す必要があると思いますが、全体的な見直しにつきましては、今後十分タイミングを見極めて提案していく必要があるということで、今回につきましては個々での見直しというのは諮っていないということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 27 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 27 号、紀の川市公民館条例の一部改正については承認されました。

○教育部長

先程から説明がありました議案第 25 号、26 号、27 号の条例関係につきましては、教育委員会から議会への上程のため、市長部局に依頼してよろしいかという議案提案であるため、直接議会への上程ではないことを申し添えます。

つきましては、議会への上程は市長部局での判断となりますので、その辺ご理解のほどよろしくお願いします。

○教育長

意見はございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

---

◎議案第 28 号について

○教育長

続いて、議案第 28 号、紀の川市教育集会所管理運営規則の廃止について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市教育集会所管理運営規則の廃止について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 28 号について取下げることを承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 28 号、紀の川市教育集会所管理運営規則の廃止については取下げる

ことが承認されました。

---

◎議案第 29 号について

○教育長

次に、議案第 29 号、紀の川市地区公民館分館設置規則の一部改正について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市地区公民館分館設置規則の一部改正について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

議案第 29 号について取下げることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 29 号、紀の川市地区公民館分館設置規則の一部改正については取下げることが承認されました。

---

◎議案第 30 号について

○教育長

続いて、議案第 30 号、令和 6 年度紀の川市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について説明を求めます。

○教育総務課長

【令和 6 年度紀の川市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について説明】

○教育長

ただ今説明がありました、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

○A 委員

評価を見てみますと、判定がほぼ妥当、方向性も継続になっております。

例えば、新しい事業を起こす時に、またプラスしていくのか。ある事業を要検討にして今後どうするかという判断がほとんどない。そこへまた新しい事業積み重ねていくと、担当する方の事務量も増えるし、新たな予算をつけていくということになれば財政負担にもなってきます。

ですから、本当にこれ良好であったり妥当であったり、継続していくことがいいのかどうかという課題があります。思いきって要検討から廃止にして新しい事業を立ち上げるっていうことも、まあ時代によって必要だと思います。これずっとこうしていくと、前例踏襲で、妥当、良好、継続ってなっていくと思います。新しい事業がなかなか立ち上がらないというような状況になるのではないかと危惧するところです。

今ここでどうするというわけではないですが、今後の方向性としてそういうことも検討していただけたらと思います。

以上です。

○教育総務課長

A 委員ご意見ありがとうございます。

おっしゃる通り、事業が増えていく一方で、なかなかスクラップというのができてないのが現状です。その辺りをシビアに要検討として中身を変えていくのか、要検討として廃止して、また新たに事業を構築していくかというのも今後考えていきたいと思います。

それと、この例えば、今の事務事業の中で新規で動き出す内容もあつたりするので、この事業全体としてはなかなか評価が変わりにくかった部分もございます。

簡単ですけど以上です。

○A 委員

ありがとうございます。

○教育長

他にございませんか。

○D 委員

何年前に、同じような趣旨でご質問させていただいたことがあって、これは公表用なので、裏では各委員から強い指摘も受けているというような回答をいただいた経緯があ

ります。

A 委員がおっしゃったことに付随しますが、この中身はこれとして、部門ごとで優先順位をつけていうのをやはりつけておく必要があると思います。本当に限られた予算また人員、時間でどこにどう振り分けていくのかというのはやはりすごく大切なことで、あるから続けるというのはやはり事業としては正しい運営の仕方ではないと思いますので、その辺りを部局の中でも、ここは重点的に拡張していく、ここは優先順位が高いという判断を意識して、今後事業展開していただければと思います。

以上です。

#### ○教育総務課長

D 委員もご意見ありがとうございます。

それこそ本当におっしゃる通り、優先順位つけてというのがもうごもっともだと思います。そのためにこの事務事業の評価もそうですが、施策の評価というのも部としてやっておりますので、そのいただいたご意見等を踏まえながら今後も進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

#### ○教育長

他に。

#### ○B 委員

判定で要検討となった場合、方向性が少しこれだと難しくなると思います。要検討するけど継続、廃止、終了するかどうか決めないといけない。要検討なのでもう1回方向性未定とか付けないと、なかなか要検討の判定が出しにくいと思います。要検討の場合この3つの選択肢ではなかなか要検討に印入れにくいと思います。

いい言葉が出てこないですが、新しい選択肢を考慮してもらえると要検討と印を入れやすくなると思います。

#### ○教育総務課長

ご意見ありがとうございます。

会議の中で、各事業の課題についてやり取りをしていますが、この判定の段階で要検討となっている部分は実際ないと思います。それで、条件を付した上での継続や妥当というような判定になってしまっているようなところもあると思います。

今おっしゃっていただいているような、現実的にその間のやり取りだけではなくて、この判定として要検討とした場合に、その継続・廃止以外にもう一段階何かしらの判定があればということも検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長

他にございませんか。

○D 委員

B 委員のおっしゃったことに付随するところで、自己評価のところ色々細かく準備から運営、事業内容、財政、目的達成度というのがございまして、自己評価ですからそれが全て最後の委員評価と合致することではないだろうかと思います。目的達成度において要検討になっているものが、総合評価妥当になるというのは少しどうかと思います。これは自己評価の中での総合評価も妥当になりますが、目標達成度が要検討になった時点で妥当はないと感じます。他の取組は良かったので目標達成度が要検討でも総合評価が妥当となるというのはわからなくはないですが。

例えば、27 ページの公民館活動推進事業がそれにあたると思います。目的達成度が要検討なのであれば、総合評価を妥当としてしまうと、ゴールが要検討にも関わらず同じことをしてしまうと思います。

今後についてそのような考え方をしていただければと思います。個人的にはこの総合評価という自己評価はらないように思います。

以上です。

○教育総務課長

先程 D 委員さんがおっしゃっていただいた公民館活動推進事業で、担当課としてはその要検討ということで判定はさせていただいておりますけども、その委員さんとのこのやり取りのなかで、例えば、条件を付して妥当であるというやり取りをしたところです。

右側の委員の判定につきましては、委員と担当課でやり取りをしていくなかで、委員のほうでご判定いただくというもので、必ずその担当課の評価に沿って全て同じというわけではないかと思います。そういったご判断をいただいた上での妥当・継続ということになっていると思いますが、ただそのなかでは改善等のご指摘はいただいています。

それと、自己評価についての総合評価はらないのではということ、これは評価委員会でも意見として出ていたと思うので、少しそこも検討させていただきたいと思います。

○D 委員

その総合評価の必要・不必要についてなんですけども、事業として見た場合、究極は到達・未達で、未達の場合は何で未達なのかというところの見直しをしなければいけないです。その時に、この総合評価というのはかなり主観の入る評価だと思います。そもそも事業評価として見た場合に、評価の軸として正しくないという意味がない。総合評価を最大的に

見ますというニュアンスがこの評価から感じとれますが、それで妥当としてしまうと見直さない。

事業が未達ならば、目標設定から含めて見直さないといけないですが、総合評価を妥当した瞬間に甘くなってしまいます。それで総合評価は必要ないのではというふうに申し上げています。

#### ○教育総務課長

D 委員ご意見ありがとうございます。

委員おっしゃる通り、事務局側としたら各項目を評価するだけあって、それをトータルで評価するものではないかなというご意見もものすごくよくわかりますので、少し今後検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

#### ○教育部長

D 委員おっしゃることは十分理解しているのですが、例えば、体育施設災害復旧事業は、この目的達成度が要検討となっていますが、この分については一生懸命工事も終了しましたが、新たな災害で繰り越しになったという場合があります。こんな場合は担当課としては一生懸命していても、結果的にはできてないということで目的達成度が要検討となっているものもあります。

それをどういうふうに評価委員さんが評価するかということになってくるので、事業としては妥当だと評価をいただいています。ただ、自然災害によって目的は達成できていないということなので、使い分けは必要だと思いますが、全体的には総合評価は必要ないと思います。

#### ○D 委員

こういう天災的なものや不慮のことが起きた場合、目標達成の評価自体が要検討ではなくて別の項目があって然るべきだと思います。横バーでもいいと思います。できなかったのではなくて他のことを行ったということ、それに振り替えたってということですので、そういう表現にすることで整合性はとれるかだと思います。

以上です。

#### ○教育長

よろしいですか。

#### ○B 委員

引き続き、要検討というところですが、自己評価で要検討とすることはいいことだと思

います。ただ、なぜ要検討なのか、自己評価の欄に記載がないので話がややこしくなっていると思います。自己評価を読んでも何が要検討でというのが載っていないので、この部分においては目標が達成できなくて要検討ですと書いといてくれれば、全体のニュアンスがわかってくると思います。

自己評価の中ではただ単にあったことを書いているだけで、目標達成度や要検討と書かれても何が要検討なのかが分かりません。これを説明するために自己評価欄があると思うので、何が未達だったのかを書いておいたほうがわかりやすいし、説明もやりやすくなってくると思うので、その辺は少し細かいことですがやっていただけたら全然違うと思うのでお願いいたします。

#### ○教育総務課長

ご意見ありがとうございます。

確かにこの自己評価は事実や実績を書いて、判定をしている状況です。ですから、委員おっしゃっていただいている通り、リンクさせた表記の仕方というか、わかりやすく伝わりやすいような表記の仕方というのを、今後 3 課等も気をつけて書いていきたいと思えます。

ありがとうございます。

#### ○教育長

他にございませんか。

#### ○D 委員

目的達成度っていうところで、どうしてもこの要検討とか未達であったということを避けたいがために、目標達成度を低いレベルに設定してしまうということが色んな事業体で見られます。そうなることが一番良くないことだと思うので、先程 B 委員がおっしゃったように、要検討と書くことはすごくいいことだと思います。

ですから、前年に比べてどう良くなかったかという成長率的なものは裏方で評価してほしいです。そうすることによって目的は今回未達でも、要検討と書くけども、正しく評価をもらえる。そういうふうな体制を取っていただかないと、職員・スタッフが萎縮してしまうと思います。目標設定が低くならないように、そちらのその辺りへの配慮も幹部職員の皆さまにはお願いをいたしたいと思えます。

少し逸れますがよろしくお願いいたします。

#### ○教育総務課長

D 委員もご意見ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたようなことを踏まえて、その目標設定のあり方や表記の仕

方を見直してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長

他にございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようです。

○生涯学習課副課長

先程の議案第 27 号のところで補足説明をさせていただいた部分ですが、議案第 27 号の紀の川市公民館条例の一部を改正する条例の 2 枚目をご覧いただきたいと思います。

先程の電気窯の料金表です。こちらのところ別表の第 10 条関係で、備考のところで 10 割増しのところをこのままにしておくというふうに説明をさせていただいたのですが、コミュニティ施設条例と少し混同しておりまして、公民館条例につきましては市外と市内というのは分けておりません。このままで、10 割増しという表現を皆さんでもわかりやすいように、2 を掛けたというふうな表記ですので、ここは改正しないと私申し上げましたが、この表通り改正ということで訂正してお詫び申し上げたいと思います。

以上です。

○教育長

それでよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。そうしたら、元へ戻ります。

議案第 30 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 30 号、令和 6 年度紀の川市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書については承認されました。

議案については以上です。

---

◎スポーツ賞表彰式について

○教育長

続きまして、日程第5、その他に移ります。  
スポーツ賞表彰式について説明を求めます。

○生涯スポーツ課長

【スポーツ賞表彰式について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

○A 委員

案内を拝見いたしました。日程表が付いておりまして、表彰個人の部で12名、団体で27名ですが、個人情報に抵触しない範囲で表彰される方のお名前とか団体名ご記入いただければと思います。広報にも掲載されると思いますので、そうしてもらえるとありがたいです。

○生涯スポーツ課長

今後そのような形で受賞対象者の名簿も添付できるように資料準備させていただくようにします。

○A 委員

お願いします。

○教育長

他にございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

ないようです。

---

### ◎ジュニア駅伝選手選考会について

○教育長

次に、ジュニア駅伝選手選考会について説明を求めます。

○生涯スポーツ課長

【ジュニア駅伝選手選考会について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

ないようです。

---

◎スポーツフェスティバル 2024 の報告について

○教育長

続いて、スポーツフェスティバル 2024 の報告について説明を求めます。

○生涯スポーツ課長

【スポーツフェスティバル 2024 の報告について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にないようです。

---

◎その他について

○教育長

その他で何かございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

ないようです。

以上で本日の日程は全て終わりましたが、それ以外に何かございませんか。

事務局。

○事務局

それでは、事務局から次回の教育委員会の日程をご連絡させていただきます。

次回の教育委員会定例会の日程は 11 月 21 日木曜日、午前 9 時 30 分から、こちらの 402 会議室において開催させていただきますのでよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○教育長

よろしくお願いします。

他に何かございませんか。

(発言する者なし)

---

◎閉会の宣告

○教育長

それでは、これで第 10 回の教育委員会定例会の議事は終了いたしましたので、これで定例会を終わります。

どうもご苦労さまでした。

閉会 11 時 26 分